

## (第3号議案)

### 令和4年度事業計画

自令和4年4月 1日

至令和5年3月31日

#### 総務部

- (1) 会員の品位保持、業務の改善のための指導及び連絡に努める。
- (2) 関係団体との連絡協調に努める。
- (3) 連合会並びに役員との間で、情報の早期伝達を図る。
- (4) 関係法令等の改定に伴う会則及び諸規程の検討・整備を行う。
- (5) 非調査士実態調査（法施行規則第39条の2）を行う。

#### 財務部

- (1) 予算執行の効率化に努める。
- (2) 会費徴収のあり方について協議する。
- (3) 大規模災害対策基金の募金を行う。
- (4) 日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会福岡ゴルフ大会への参加協力をお願いする。
- (5) 各種保険制度並びに国民年金基金の加入促進に努める。
- (6) 業務関係図書、その他の斡旋頒布を行う。
- (7) 調査士会館の維持及び運営について検討を行う。

#### 業務部

- (1) 調査士としての境界鑑定について窓口としての対応に努める。
- (2) オンライン登記申請の利用促進に努める。
- (3) 法務局と登記事務について協議を行い、会員に伝達する。
- (4) 「土地家屋調査士 業務取扱要領」の制定に伴う対応を行う。
- (5) 関係法令に関する研究と対応を行う。

## 研修部

- (1) より高度な法律関連専門職種、測量技術者となるため、CPD 制度の趣旨に基づいた全体研修会を年 3 回以上実施するよう企画する。
- (2) 連合会及び他会の研修会に積極的に出席するよう要請する。
- (3) 九州ブロック協議会の研修会への出席を促す。
- (4) ビデオライブラリーの構築に努める。
- (5) コロナウイルスの影響を考慮しながら、今後の研修会のあり方を検討する。
- (6) 連合会主催の年次研修を企画実施する。
- (7) 佐賀県土地家屋調査士会新人研修会を企画実施する。

## 広報部

- (1) 年 1 回の会報誌及び月 1 回の会務報告の発行を行う。
- (2) 「表題登記の日」(4 月 1 日)、「調査士の日」(7 月 31 日) 無料相談会を実施する。
- (3) 佐賀県専門士業団体連絡協議会合同無料相談会を実施する。
- (4) 支部毎に、調査士業務の広報活動を行う。
- (5) 情報公開の対応とホームページの更新を行う。
- (6) 月 1 回、佐賀市役所で定期的な無料相談会を実施する。
- (7) 土地家屋調査士の啓蒙活動の一環として、出前授業の継続に努める。

## 社会事業部

- (1) 境界問題相談センターさがについて、今後の在り方を研究する。
- (2) 公共、公益に係わる事業への協力を行う。
- (3) 土地家屋調査士制度の啓蒙の推進を行う。
- (4) 空き家等対策の推進に関する特別措置法に関する調査、研究を行う。
- (5) 所有者不明土地問題に関する制度への対応を行う。